

連系に関する契約書

● ● ● ● 株 式 会 社

● ● 電 力 株 式 会 社

連系に関する契約書

●●●●株式会社（以下「甲」という。）と●●電力株式会社（以下「乙」という。）は、甲が設置する発電設備を乙が維持および運用する高圧電線路に電氣的に接続すること（以下「連系」という。）に関し、●●●●株式会社と乙間で締結した発電量調整供給兼基本契約、乙の託送供給等約款別冊1 高圧系統連系技術要件および発電設備系統連系サービス実施要綱（高圧）に基づき、次のとおり契約する。（以下、この契約を「本契約」という。）

第1条（目的）

甲は、連系を行う場合は、乙の供給信頼度（停電等）、電力品質（電圧、周波数、力率等）の面で乙の他のお客さまに悪影響をおよぼさない。また、公衆および乙の作業者の安全確保と電力供給設備および乙の他のお客さまの設備保全に悪影響を生じさせない。

第2条（発電設備）

本契約における甲が連系を行う発電設備は次のとおりとする。

種 類	
定格出力	
定格端子電圧	
型 式	
製 造 番 号	
製 造 年	
発 電 場 所	

第3条（連系線および連系地点）

発電設備と連系する乙の電線路（連系線）は、6,600V ●●変電所●●線とし、連系地点は、発電場所に設置した線路側開閉器の乙側電線接続点とする。

第4条（連系開始日）

本契約における連系開始日は、平成 年 月 日とする。

第5条（連系地点の電力制御）

甲は、連系地点において、乙の電力系統への有効電力の流入（以下「逆潮流」という。）を●kW以下となるよう発電設備を調整する。

2 甲は、連系地点における力率を系統側から見て遅れ（発電設備側から見て進み）85%以上とするとともに、進み力率とならないように制御する。

第6条（料金）

甲は、乙の発電設備系統連系サービス実施要綱（高圧）に定めるところにより、次のアンシラリーサービス契約容量について、アンシラリーサービス料に消費税等相当額を加えたものを、乙に支払うものとする。

アンシラリーサービス契約容量	kW
----------------	----

第7条（保護継電装置）

甲は、連系にあたり、次の保護継電装置（以下「継電器」という。）を連系地点以降に甲の負担で取り付け、かつ、それらの保有する機能が事故の際正常に作動するよう常に整備する。

- | | |
|---------------------|---------|
| (1) 過電圧継電器 | (OVR) |
| (2) 不足電圧継電器 | (UVR) |
| (3) 周波数上昇継電器 | (OFR) |
| (4) 周波数低下継電器 | (UFR) |
| (5) 短絡方向継電器 | (DSR) |
| (6) 地絡過電圧継電器 | (OVGR) |
| (7) 瞬時要素付き過電流継電器 | (OCR-H) |
| (8) 単独運転検出機能[能動的方式] | |
| (9) 単独運転検出機能[受動的方式] | |

2 前項の継電器の性能および整定については、甲・乙協議決定する。

3 電気設備の技術基準に関する法令、乙の託送供給等約款別冊1 高圧系統連系技術要件の改定、または乙の電力系統条件等の事情変更があった場合、そのつど継電器等について、甲・乙あらためて協議決定し、甲の負担で施設の更新を行う。

4 甲の設備改造により、継電器の見直しを要する場合は、甲は事前に乙に連絡し、甲・乙協議のうえ決定する。

第8条（連絡体制）

甲と乙の●●支店との間の保安連絡体制は連系に関する運用申合書による。

第9条（測定についての協力）

甲は、乙が電圧、力率等の測定を必要とする場合は、甲が設置する変成器に乙の負担で記録計を取り付けることを認め、これに協力する。

第10条（損害の負担）

甲または乙は、自己の責に帰すべき事由により相手先または第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償する責めを負うものとする。

第11条（解除）

乙は、甲がこの契約に違反したとき、またはこれに準ずる事実のあったときは、この契約を解除することができる。

第12条（契約の効力）

この契約の条項中、主務官庁の許可、認可または承認を要する事項については、その許可、認可または承認を条件として、その効力を生じる。

第13条（有効期間）

本契約の有効期間は、第4条に定める連系開始日から平成 年 月 日までとする。ただし、有効期間満了に先立ち、甲・乙いずれから別段の意思表示がない場合は、契約期間満了後でも1年毎に同一条件で継続されるものとする。

2 発電量調整供給兼基本契約が更改される場合で、本契約の内容について、変更する必要もなく、かつ両者いずれからも本契約に関する変更の申し入れがないときには、本契約を継続するものとし、以後この例にならうものとする。

3 乙が発電設備系統連系サービス実施要綱（高圧）を変更した場合には、料金その他の供給条件は、変更後の、発電設備系統連系サービス実施要綱（高圧）によるものとする。

第14条（守秘義務）

甲・乙は、前条に定める契約有効期間および契約有効期間満了後において、本契約（この場合、乙の託送供給等約款、同別冊1 高圧系統連系技術要件および発電設備系統連系サービス実施要綱（高圧）は含まない）にかかわる一切の内容について、第三者に漏らしてはならない。ただし、あらかじめ相手方の承認を得た場合は、この限りでない。

第15条（その他の事項）

本契約に定めのない事項については、乙の託送供給等約款、同別冊1 高圧系統連系技術要件および発電設備系統連系サービス実施要綱（高圧）に記載された内容を適用する。

2 本契約、乙の託送供給等約款、同別冊1 高圧系統連系技術要件および発電設備系統連系サービス実施要綱（高圧）に定めのない事項については、そのつど協議のうえ定める。

以上、契約締結の証として本書2通を作成し、甲・乙が記名・捺印のうえ、おのおのその1通を保有する。

平成 年 月 日

(甲)

(乙)